

議員資産 アナログな公開

国も地方も… ネットは長野県だけ

一一一

アガボウ

フカボリ

野だけなのか。

国会議員がそうなのだから、地方議員も同じかと思いつつ、調べてみると、20年近く前からネット公開している自治体があった。長野県だ。

県ウェブサイトで「資産等報告書の概要」をクリックすると、県議（定数57）名義の土地や建物の面積、

ない」(担当者)という。ネット公開はなぜ始まつたのか。担当者に聞いても詳しく述べられず、元長野県知事の田中康夫氏に取材した。作家を経て00年から2期6年間知事を務め、「脱ダム宣言」などで知られる田中氏。公開の経緯について「アナログは可だがデジタルは不可というのは県民

それから約20年。デジタル
化が創設される時代にな
った今も、取り組みは全く
広がっていない。

年に成立したもので、
会議員の資産状況を国民の
監視下に置くことを目的
とする。その7条は、「都道
府県議会の議員についても、
「国会議員の資産等の公開
の措置に準じて必要な措置
を講ずる」と定めている。
つまり国会議員分がネット
公開されないのだから、そ
れに準じて地方議員分も公

の理解を得られない」と判断した」と、あら返った。首長や議員はあらぬ疑惑を抱かれぬよう、「ガラス張りであるべきだ」と考へていたといふ。

会事務局は「国会議員にならっている「国の制度をもとに決めた」と説明。その背景として「国會議員資産公開法」の存在を挙げた。この法律は政治とカネの問題をきっかけに1992年

・駒沢大教授（政治学）は、「日本はデジタル化についてあらゆることが遅れている。ネットで公開した方が情報の抑止効果が大きく、開しない」という理屈だ。

原則すべきだ」と指摘。のうえで、同法7条の「じて」との表現について、「地方自治体はネット公できないと定めたものでない」と話した。(小寺陽一郎・畠中太郎・東郷篤)